

市町村による循環資源の管理型利用マニュアル(概要版)

第1章 目的	
①	日本を廃棄物のない国にすること。
②	日本を最終処分場(ごみ捨て場)のない国にすること。
③	日本を環境負荷の少ない持続可能な循環型社会にすること。
第2章 環境基本法との関係	
①	環境基本法の定めに従って循環基本法の規定に基づく循環資源の管理型利用を行う。
②	循環資源の管理型利用に当たっては適用される環境基準を遵守する。
第3章 循環基本法との関係	
①	循環資源には廃棄物が含まれている。
②	他人に有償で譲渡することができないものであって、占有者が自ら使用しないものは廃棄物になる。
③	循環資源はできる限り利用しなければならない。
④	循環資源を利用する場合は環境の保全上の支障が生じないように行わなければならない。
第4章 地方自治法との関係	
①	一般廃棄物の処理は市町村の「自治事務」になっている。
②	一般廃棄物の廃棄物該当性判断は市町村が行うことになっている。
③	市町村の長は法令に違反しない範囲内において「規則」を定めることができる。
④	市町村が「規則」に従って環境の保全上の支障を生じさせない方法で循環資源の管理型利用を行う場合は国や都道府県の関与を受けない。
⑤	市町村においては循環資源の管理型利用を行いながら太陽光発電を行う事業になる。
第5章 廃棄物処理法との関係	
①	他人に有償で譲渡することができないものであっても、占有者が環境の保全上の支障を生じさせない方法で自ら利用するものは廃棄物ではない。
②	循環資源を利用するために前処理(再生)を行う場合は環境の保全上の支障を生じさせないために廃棄物として取り扱う。
③	分別した循環資源が環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないもの(金属類、ガラス類、陶磁器類等)は、そのまま有用物として利用する。
第6章 土壌汚染対策法との関係	
①	循環資源には汚染土壌の掘削土も含まれている。
②	汚染土壌の掘削土は占有者による管理型利用が行われている。
第7章 国と都道府県の役割分担	
①	国や都道府県の役割分担は循環基本法の規定に基づく役割分担になる。
②	国や都道府県は法令に基づく根拠がなければ市町村の「自治事務」に対して関与することができない。
第8章 民間の役割分担	
①	市町村が循環資源の管理型利用を行うために必要となる施設(土地を含む)を民間が整備して市町村に貸与する。
②	施設の貸与が終了するまでは指定管理者として施設の管理を行う。
③	施設の貸与が終了したときは施設を市町村に無償譲渡する。
行政処分の指針との関係(参考資料)	
①	行政処分の指針は都道府県が産業廃棄物の廃棄物該当性判断を行うために環境省が与えている技術的助言であり、市町村が行う一般廃棄物の廃棄物該当性判断に対する技術的助言ではない。
②	行政処分の指針においても占有者が自ら利用する循環資源については、他人に有償で譲渡することができないものであっても一定の条件を満たしていれば利用を行うことができるとしている。
③	建設汚泥(汚泥)や石炭灰(燃え殻)等は占有者による管理型利用が行われている。